様式40の5

P120

ＤＰＣフォーマットデータ提出開始届出書

１．Ａ245データ提出加算に関する施設基準（該当する項目にチェックをすること。）

□　７対１入院基本料又は10対１入院基本料に係る届出を行っている。(※1)
□　Ａ207診療録管理体制加算に係る届出を行っている。
　□　Ａ207診療録管理体制加算に係る届出を行っていないが、それと同等の診療録管理体制を有しており、当該基準を満たすべく計画を策定している。（様式40の6「ＤＰＣフォーマットデータ提出開始届出書（別紙）」を提出すること）(※2)
□　「ＤＰＣ導入の影響評価に関する調査（特別調査を含む。）」に適切に参加できる。
□　適切なコーディングに関する委員会を設置し、年２回以上、当該委員会を開催すること。

２．病床数

病床数(※3)	床

３．データ提出を開始する項目（該当する項目にチェックすること。）

□　入院データ
□　入院データ　及び　外来データ（新たに外来データを提出する場合を含む）

４．データ作成開始日

平成　　年　　月　　日

上記のとおり届出を行います。

平成　　年　　月　　日

保険医療機関の所在地住所
及び名称

開設者名　　印

厚生労働省保険局医療課長　殿

事　　項	担 当 者 １ (※4)	担 当 者 ２ (※4)
保険医療機関名		
所 属 部 署		
役　　職		
氏　　名		
電 話 番 号		
ＦＡＸ番号		
Ｅ－ｍａｉｌ		

（注意事項）

※１　７対１入院基本料、10対１入院基本料とは、Ａ100一般病棟入院基本料、Ａ104特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）及びＡ105専門病院入院基本料の７対１入院基本料、10対１入院基本料をいう。

※２　施設基準を全て満たした上で届出を行う病院は、データ作成を開始する月の前月の20日までに地方厚生（支）局医療課長を経由して、厚生労働省保険局医療課長に提出すること。

　ただし、Ａ207診療録管理体制加算に係る届出を行っていないが同等の診療録管理体制を有しており、当該基準を満たすべく計画を策定している病院は、様式40の6「ＤＰＣフォーマットデータ提出開始届出書（別紙）」を本届出書に添付し、データ作成を開始する２月前の20日までに地方厚生（支）局医療課長を経由して、厚生労働省保険局医療課長に提出すること。

※３　病床数は、様式６「入院基本料等の施設基準に係る届出書添付書類」のうち、下記区分の病床数の合計を記載することとし、本届出にあたり、様式６を添付すること。

入院基本料	区分等
Ａ100 一般病棟入院基本料	７対１、10対１
Ａ104 特定機能病院入院基本料（一般病棟）	７対１、10対１
Ａ105 専門病院入院基本料	７対１、10対１

特定入院料	区分等
Ａ300 救命救急入院料	１、２、３、４
Ａ301 特定集中治療室管理料	１、２
Ａ301-2 ハイケアユニット入院医療管理料	
Ａ301-3 脳卒中ケアユニット入院医療管理料	
Ａ301-4 小児特定集中治療室管理料	
Ａ302 新生児特定集中治療室管理料	１、２
Ａ303 総合周産期特定集中治療室管理料	１、２
Ａ303-2 新生児治療回復室入院医療管理料	１、２
Ａ305 一類感染症患者入院医療管理料	
Ａ307 小児入院医療管理料	１、２、３、４

※４　担当者２名について、ＤＰＣ対象病院、ＤＰＣ準備病院は、「ＤＰＣ導入の影響調査に関する調査」に係る連絡担当者として、ＤＰＣ調査事務局に登録している担当者を記載すること。